

○北信保健衛生施設組合一般職の職員の給与に関する条例

(昭和 57 年 3 月 26 日 条例第 10 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号  
平成 25 年 10 月 22 日 条例第 3 号  
平成 26 年 3 月 31 日 条例第 1 号  
平成 28 年 10 月 20 日 条例第 7 号  
平成 30 年 3 月 28 日 条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定より、職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣された職員の給与)

第 2 条 この組合を組織する市町から派遣された職員の給与は、当該派遣職員を派遣した市町の一般職の職員の給与の例による。

(中野市一般職の職員の給与に関する条例の準用)

第 3 条 職員（前条に規定する職員を除く。）に支給する給与は、次条に定めるもののほか、中野市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年中野市条例第 54 号）の例によるものとする。

(等級別基準職務表)

第 4 条 前条に規定する職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを前条の規定によりその例によることとされる中野市一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給与月額等の特例)

2 平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員（この組合を組織する市町から派遣された職員（以下次項において「派遣職員」という。）を除く。）に支給する給与については、中野市職員の給与等の臨時特例に関する条例（平成 25 年中野市条例第 28 号。以下この項において「臨時特例条例」という。）第 1 条、第 2 条（同条の表行政職給料表の部 6 級以上の項を除く。）、第 3 条及び第 5 条の規定を準用する。この場合において、臨時特例条例第 1 条中「平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日」とあるのは「平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日」と、同条例第 2 条第 1 項の表中「100 分の 2.84」とあるのは「100 分の 1.0」と、「100 分の 4.7」とあるのは「100 分の 3.24」と、同条例第 2 項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の

12」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、派遣職員について準用する。この場合において、同項中「100分の3.24」とあるのは「100分の5.64」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月22日条例第3号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師、主事補又は技師補の職務
2級	複雑かつ困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	係長、副主幹、主査、主任、主任主事又は主任技師の職務
4級	事務局次長補佐、工場長補佐、所長補佐又は主幹の職務
5級	事務局次長、工場長、所長又は副参事の職務
6級	事務局長又は参事の職務
7級	参事幹の職務